

仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付要領

(目的)

第1 この交付要領は、「仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第24条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の協議)

第2 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金交付申請予定者」という。）は、市長が定める日までに、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請予定者に関する書類

- ア 登記簿謄本又は現在事項証明書
- イ 全ての市税に滞納がないことを証する書類
- ウ 経理的基礎を有することを証する書類

(2) 施設に関する書類

- ア 施設の概要がわかる書類（パンフレット、附近地図等）
- イ 施設又は土地の登記事項証明書
- ウ 施設が仙台市地域防災計画に基づく避難又は医療救護の拠点となる施設等として指定を受けており、災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることを証する書類又は災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることに関する届出書（様式第2号）
- エ 耐震性を有することを確認できる書類

(3) 事業内容に関する書類

- ア 事業費の算出根拠がわかる資料（支出予定額を確認できる設計計算書、見積書等）
- イ 当該経費にかかる経費の配分がわかる資料
- ウ 補助事業に要する経費及びその調達方法を示した資料
- エ 事業実施スケジュール
- オ 導入する設備の設計図面及び配線図書等（設計図面等を作成しない場合においては、整備しようとする設備の概要を確認できる書類等。）
- カ 導入しようとする設備の規格、規模、仕様、構造等がわかる資料
- キ 災害時に民間防災拠点となりえる施設において防災拠点機能を維持するために最低限必要となる電力量及び熱エネルギー量並びにそれらの算定根拠を示す書類
- ク 既存発電設備の設置の有無、種類及び規模を確認できる書類
- ケ 設備設置前の状況を確認できるカラー写真

(4) その他事業実施に関する書類

- ア 電力会社との契約状況がわかる資料
- イ 調達を受けようとする会社との関係を示す書類（利益等排除について判断できるもの）
- ウ 事業活動に当たって関係法令の規定に基づく許認可が必要な事業者にあつては、当該

- 許認可を得たことを証する書類の写し
エ 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の車検証の写し（V2H設備を導入する場合のみ）
(5) その他市長が必要と認める書類

（実施計画書の審査）

第3 市長は、第2の規定による実施計画書等の提出があった場合は、次に掲げる方針のもとに当該計画書の審査及び必要に応じ現地調査等を行う。

- (1) 不特定多数の地域住民の避難を受け入れる又は医療救護の拠点となる等、災害時において地域の防災拠点となりえる施設であること
- (2) 施設の防災拠点機能に照らして、導入する設備の規模が適正であること。
- (3) 導入する再生可能エネルギー等設備を効率的に使用する計画が明確であるもの。
- (4) 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であること
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) 地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりが考慮されていること

（補助金交付申請）

第4 要綱第6条第4号に規定する「その他市長が必要と認める書類」は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2に定める「実施計画書」
- (2) 第2第1号から第5号までに定める書類。ただし、第2に基づく実施計画書に添付した内容と変更がない場合は、省略することができる。
- (3) その他市長が必要と認める書類

（計画変更の承認等）

第5 要綱第8条第1号に規定する市長の承認を受けるにあたっては、同号に規定する様式のほか、第2各号に定める書類のうち、当該変更に係る書類を添付するものとする。

- 2 市長は、要綱第8条第1号の規定に基づき申請があったときは、第3の規定に準じて審査を行う。

（事業の事前着手）

第6 補助事業の着手は、要綱第7条の規定による交付の決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ず交付の決定の前に着手を必要とする場合は、市長に協議し、その同意を得て事業に着手することができるものとする。

- 2 補助金交付予定者又は補助金の交付の申請をした者は、事前着手を必要とする場合は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金事前着手協議書（様式第3号）により、市長に協議するものとする。
- 3 市長は、前項の協議書の提出を受けた場合は、これを審査し、やむを得ない事情があると認めるときは、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金事前着手協議

終了通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7 要綱第12条第5号に規定する「その他市長が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 契約書及び支出証拠書類等の写し
- (2) 設備の概要が確認できるカラー写真
- (3) 補助金振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）
- (4) 設備の完成図書
- (5) 設備の耐震性を有することを確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第12条第1項の規定による実績報告は、補助事業を実施する会計年度の1月末日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合で、本文の規定により難しい場合は、あらかじめ市長と協議するものとする。

（事業効果の把握及び報告）

第8 補助事業者は事業の実施による以下に定める事業効果のほか関連する効果を把握するものとし、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 導入した再生可能エネルギー等設備による発電量
- (2) 二酸化炭素削減量
- (3) 売電状況
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（利益等排除の方法）

第9 要綱第19条の規定による利益等排除で別に定めるところは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合は、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 補助事業者の関係会社（第2号を除く）からの調達の場合は、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(書類の提出先)

第10 規則、要綱及び本要領に規定する市長に提出する書類は、仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課に提出するものとする。

附則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

附則(平成26年4月1日改正)

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附則(平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附則(平成28年3月24日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則(平成30年3月26日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附則(平成31年4月19日改正)

この改正は、平成31年4月22日から実施する。

附則(令和2年3月31日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附則(令和3年3月31日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則(令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。